

## 議案第 5 号

八幡浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

八幡浜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（大学等教育施設）</p> <p>第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第 104 条第 7 項第 2 号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p>	<p>（大学等教育施設）</p> <p>第 4 条 法第 26 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法 <u>第 104 条第 4 項第 2 号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p>

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜市職員の自己啓発等休業に関する条例第 4 条第 2 号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第 104 条第 4 項第 2 号の規定により旧学校教育法第 83 条に規定

する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

#### 提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。